

日 べ 協 発 第 11 号
平成 24 年 7 月 27 日

各 位



日本ベビーフード協議会

ベビー製品の乳児用食品の表示基準への対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の運営に際し多大なご助力を賜りますこと厚くお礼申し上げます。

さて、このたび消費者庁より「食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成 24 年 7 月 25 日内閣府令第 51 号）」が告示されました。これは厚生労働省が本年 4 月より食品中の放射性物質の基準値を変更するとともに乳児用食品の区分を新設したことによるもので、消費者庁では乳児用食品として一般食品より低い基準値が適用される食品を消費者が容易に判別できるよう、新たに乳児用食品の表示基準を設ける措置を講じたもので、対象となる食品には「乳児用規格適用食品」である旨の表示が義務づけられます。

本表示基準では 1 歳未満の乳児向け食品のほか「乳児に好適である旨」の表示がされた食品も対象であり、ベビーフードおよびベビー飲料はすべての商品が乳児用食品である旨の表示対象となります（消費者庁発行、乳児用食品（1 歳未満）の表示基準に関する Q&A 問 7 参照）。

ベビー製品への乳児用食品である旨の表示は平成 25 年 12 月 31 日までに改版を終了することが定められています。協議会加盟各社においては順次改版してまいります。アイテム数も多くすべての商品に表示されるまでには時間がかかります。その間一部の商品で表示されていないものが流通いたしますが、すでに本年 4 月よりすべて新基準値に適合した商品を製造・販売しており、表示の有無にかかわらず安全性に関しては問題ないものと考えております。

かかる状況をご理解の上、円滑な移行にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

敬具